

第1章

総則

第1章 総 則

1 目 的

電気設備工事の施工については、契約図書に定められた形状、寸法、品質、材質、機能等の要求を満足する電気機器・工作物を所定の工期内に安全かつ経済的に設計・製作・据付を行わなければならない。このため、受注者は、その工事に最適な工事施工計画書を作成し、それに基づき工程・品質・出来形・出来高・安全管理に分類される施工管理を行わなければならない。

本施工管理指針は、契約図書に基づいて良質な品質管理を確保するため、「据付基準（フローチャート）」・「施工チェックシート」をまとめたものである。

2 適 用

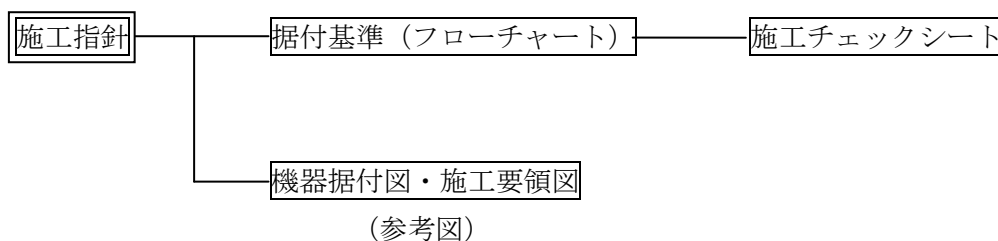
この施工管理指針は、大阪市建設局が発注する下水道施設の電気設備工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等で、この基準によりがたい場合は、監督職員との協議により他の方法によることができる。

3 据付基準（フローチャート）

建設局で施工されている下水道施設の電気設備工事を対象として、各々の設備別に、現場施工（据付工事）において指針となる必要な事項を、機器単位でまとめたものである。

3-1 現場施工の流れ

次に現場施工の流れをまとめる。



3-2 各項の説明

電気設備機器の据付工事を対象とした各項目をまとめる。

① 据付基準（フローチャート）

機器毎の据付基準については、フローチャートとして第2章に示す。

フローチャート中「監督職員立会」は、監督職員の現地立会検査を示す。

ただし、監督職員の判断により省略することがある。

② 施工チェックシート

機器毎の施工チェックシートについて、第2章に示す。

工事の進捗に従い、当該工事に関連する管理項目をその都度確認することにより、良好な施工管理に資することを目的としている。

③ 機器据付図・施工要領図

参考図として、第3章に示す。

4 使用上の留意点

- (1)「施工チェックシート」は、工事ごとに作成して現場事務所等に保管し、監督職員が求めた場合にはこれを提示する。
- (2)工事内容に合致した該当シートを選択し、施工の段階ごとに現場代理人もしくは、主任（監理）技術者がその作業内容に合わせて確認日及び再確認日を記入する。
- (3)該当シートがない場合は、別途シートを作成する。
- (4)対象機器、フローシート、管理項目等の欄が不足する場合、また、項目がなじまない場合は、適宜追加または削除（見え消し線）して使用する。
- (5)該当シート及び別途シートは、施工場所（監視室・電気室・沈砂池等）が複数の場合は、施工場所ごとに作成する。
- (6)施工場所ごとに作成したチェックシートは、通し番号を「シートNo.」欄に記入する。
- (7)品質管理基準に規程値の記載があるものについては、各々について実際の規程値を記入し、それを施工の中で確認する。
- (8)施工途中で管理基準の追加が必要となった場合は、追記する。
- (9)確認日欄は、各々の項目を確認した日付を記入する。
備考欄は、確認日で手直し等があり再確認を要する場合に、再度確認した日付を記入する。また、必要に応じて補足説明等を記入する。

請負者確認欄	
現場代理人	主任(監理)技術者
印	印

電気設備工事施工チェックシート

工事名：

請負者名：

工事場所：

工期：自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日